

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年4月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500604号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600003号

第1 結論

請求者のA社における令和4年7月20日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和4年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和4年7月20日

A社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「株式交付および金銭給付予定のお知らせ」、株式振替依頼書及び証憑台紙並びに同社及び日本年金機構の回答により、請求者は、請求期間に同社から917万9,700円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和7年7月25日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500844号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第2600001号

第1 結論

昭和39年4月1日から昭和42年9月26日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年4月1日から昭和42年9月26日まで

令和7年10月に年金相談に行ったところ、A社に勤務していた請求期間については、脱退手当金が支給された記録になっていると言われたが、私自身は受給した記憶がない。請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿において、健保証の番号1番から80番までの厚生年金保険被保険者で請求者を除く女性30人のうち、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失時に脱退手当金の受給資格を満たした18人(喪失後2か月のうちに資格取得した者を除く。)について調査したところ、12人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち10人について、資格喪失後6か月以内に支給決定されていることが確認できる。

また、A社における請求期間当時の社会保険事務担当者は、退職手続の際に脱退手当金について説明し、裁定請求書を手渡した上で、請求するか否かの判断は退職者に任せていた旨陳述しているほか、オンライン記録によると、請求者の昭和57年1月1日の国民年金の資格取得に係る処理年月日は平成7年2月27日であり、当該資格処理が行われるまで、請求者は請求期間後に公的年金制度の加入歴がないことから、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、請求期間の脱退手当金の支給額に誤りはなく、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の備考欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日(昭和42年9月26日)から約4か月後の昭和43年2月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。